

「豊山町地域公共交通網形成計画（網形成計画）」の見直しについて

1 見直しの時期

網形成計画（P55、裏面参照）では、「計画策定から3年を経過した時点（平成29年度）において計画の進捗状況や目標の達成状況に応じて、本計画の中間見直しを行います。」とされている。

2 網形成計画の中間見直し内容（予定）

形成計画の策定時点（平成27年3月）以降において、次のバス路線が新設、予定、検討中となっている。そのため、形成計画にこれら路線を反映させる等の中間見直しを行う。

- 名鉄バス 県営名古屋空港線（新設）
 - ・名鉄バスセンター～栄～豊山町社会教育センター～名古屋空港～あいち航空ミュージアム
 - ・平成29年10月1日運行開始
（あいち航空ミュージアムまでは11月30日より延伸）

- あおい交通 県営名古屋空港直行バス（栄発着路線の新設）
 - ・栄～愛知県庁前～豊山幸田～三菱重工南～名古屋空港～あいち航空ミュージアム
 - ・平成29年11月20日開始

- タウンバス北ルートの一部変更（検討中）
 - ・一部ルート変更（エアポートウォークアピタ乗り入れ）、それに伴うダイヤ変更
 - ・平成30年4月開始

- 名古屋市バス黒川11号系統の県営名古屋空港までの延伸（社会実験の評価を踏まえて、事業者への要請等を検討）

3 見直しスケジュール

- | | |
|-------------|----------------------|
| 29年11月8日（水） | 第2回地域公共交通会議 |
| | ・網形成計画の見直しの頭出し（事項予告） |
| 30年1～2月頃 | 第3回地域公共交通会議 |
| | ・網形成計画の見直し |

8 計画の進め方

8-1 計画の進行管理

本町の公共交通施策は、これまで、住民や利用者へのヒアリングやアンケートの結果に基づいて、関係機関の意見を踏まえ、道路運送法及び地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通会議において協議し、各事業主体が実施してきました。

本計画の進行管理についても、法定協議会である地域公共交通会議に計画案を諮り（Plan）、構成員の共通理解のもとに各事業を実施（Do）することとします。事業の実施に当たっては、国の「地域公共交通確保維持改善事業」や「都市・地域交通戦略推進事業」のほか、ハード面・ソフト面の補助制度の活用を図ります。

そして、町民討議会議での議論などを通じて、住民や利用者の評価・意向を把握（Check）するとともに、必要に応じて追加的な調査を行い、逐次改善・見直しを行う（Action）というPDCAサイクルを機能させながら進めていきます（図8-1）。

また、毎年度末に開催する地域公共交通会議において、各事業の進捗状況をチェックするとともに、計画策定から3年を経過した時点（平成29年度）において、計画の進捗状況や目標の達成状況に応じて、本計画の中間見直しを行います。

なお、地域公共交通会議のあり方について、議論の活発化や開催状況のPRなど、さらなる充実を図っていきます。

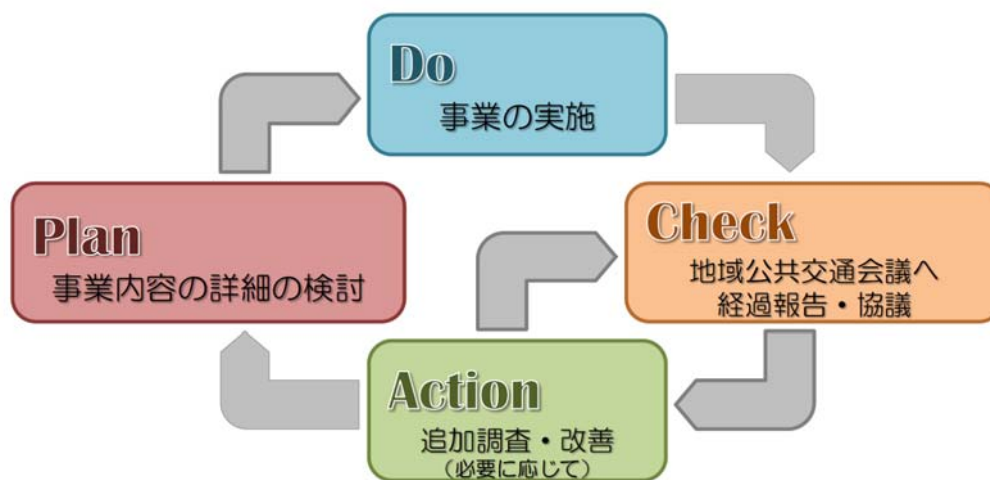


図8-1 計画の推進におけるPDCAサイクル

参 考 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

(地域公共交通網形成計画)

第五条 地方公共団体は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、市町村にあっては単独で又は共同して、都道府県にあっては当該都道府県の区域内の市町村と共同して、当該市町村の区域内について、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画(以下「地域公共交通網形成計画」という。)を作成することができる。

2 地域公共交通網形成計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針

二 地域公共交通網形成計画の区域

三 地域公共交通網形成計画の目標

四 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項

五 地域公共交通網形成計画の達成状況の評価に関する事項

六 計画期間

七 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通網形成計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

3 地域公共交通網形成計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携その他の持続可能な地域公共交通網の形成に際し配慮すべき事項を定めるよう努めるものとする。

4 第二項第四号に掲げる事項には、地域公共交通特定事業に関する事項を定めることができる。

5 地域公共交通網形成計画は、都市計画、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針、中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第九条の中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第二十五条の移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想との調和が保たれたものでなければならない。

6 地方公共団体は、地域公共交通網形成計画を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、地域公共交通の利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

7 地方公共団体は、地域公共交通網形成計画を作成しようとするときは、これに定めようとする第二項第四号に掲げる事項について、次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通網形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会と協議をしなければならない。

8 地方公共団体は、地域公共交通網形成計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県(当該地域公共交通網形成計画を作成した都道府県を除く。)並びに関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通網形成計画に定める事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会に、地域公共交通網形成計画を送付しなければならない。

9 主務大臣及び都道府県は、前項の規定により地域公共交通網形成計画の送付を受けたときは、主務大臣にあっては地方公共団体に対し、都道府県にあっては市町村に対し、必要な助言をすることができる。

10 第六項から前項までの規定は、地域公共交通網形成計画の変更について準用する。